

平成 28 年熊本地震特例措置について

このたびの熊本県を中心とする地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震につきましては、熊本県は県内全 45 市町村に災害救助法の適用を決定しました。当組合では地震により甚大な被害を受けられた加入者の方を対象に次のとおり特例措置を行います。

1 医療機関での受診について

被災して健康保険被保険者証がない場合でも医療機関の窓口で次の事項を申告すれば、健康保険で受診できることになっています。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号等）
- ④ 所属する事業所名

2 健康保険被保険者証（カード）の再交付について

当組合では、健康保険被保険者証（カード）を紛失等した場合には再発行を行っています。必要な場合は、できるだけ早く再交付申請の手続きを行ってください。

なお、この手続きは通常事業主を経由して行っていますが、それが困難な場合は当組合（TEL078-321-1241）まで直接ご連絡ください。

任意継続被保険者は直接当組合に申請書をご提出ください。

3 医療機関に支払う一部負担金が平成 28 年 9 月末日まで猶予されます。

猶予の要件として、熊本県に住所を有する方で、次のいずれかに該当する場合、その旨を医療機関に申し出ることにより負担なく受診できます。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った。
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である。
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した。
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない。

4 保険料の納付期限の延長または納付の猶予について

今回の地震により被災された事業所または任意継続被保険者の方についてその被災状況に鑑み、保険料の納付期限の延長または納付の猶予を行うことができます。

詳しくは当組合（TEL078-321-1241）までお問い合わせください。